

自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する
「道路運送車両の保安基準」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめているところです。

今般、前照灯について更なる車両安全性の向上を図るため、新たに「前照灯（放電灯光源式）に係る協定規則（第 98 号）」及び「前照灯（フィラメント光源式及び LED モジュール式）に係る協定規則（第 112 号）」を採用することとしています。

また、「ドアラッチ及び扉保持構成部品に係る協定規則（第 11 号）」など 11 規則の改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 146 回会合において採択されており、今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 21 年 7 月 22 日に当該改正案が発効される予定となっています。

その他、基準の適正化のため、「前面（後面）衝突時燃料漏れ試験に係る基準」及び「緊急制動表示灯の作動条件に係る基準」等を改正することとしています。

これらを受け、「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、「装置型式指定規則」（平成 10 年運輸省令第 66 号）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等を改正する必要があります。

2. 改正概要

協定規則の取り入れ及び改正に伴う事項は以下のとおりです。

(1) 新規採用事項

「前照灯（放電灯光源式）に係る協定規則（第 98 号）」及び「前照灯（フィラメント光源式及び LED モジュール式）に係る協定規則（第 112 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える前照灯に適用します。

【改正概要】

- 光度要件を全面的に見直し、グレア光（対向車等に与えるまぶしさ）が低減されるよう、上方エリアの最大光度規制強化及び下方エリア^{*}の最大光度規制を追加します。
- すれ違いビームと走行用ビームの機械的な切り換え機構の耐久性に関する条件を追加します。
- プラスチックレンズ等の耐久性等に関する条件が追加されます。
- 通行区分切り換え機能に関する要件を設けます。（装置型式指定を行う場合

に限ります。)

- 連続点灯した際にも光度性能が確保されているものであることとします。
- リフレクタを上下2°可動させた時でも配光性能を満たすこととします。
- 光度が所定の時間内に規定値まで達することを規定します。*

※が付された項目は、放電灯光源式の前照灯に限り適用します。

【適用時期】

- 平成26年10月1日以降に製作される自動車に適用します。ただし、乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び大型特殊自動車であって平成26年9月30日までに装置型式指定等を受けた前照灯を備えたものを除きます。(型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。)

(2) 既存採用事項

① ドアラッチ及び扉保持構成部品に係る基準の改正

「ドアラッチ及び扉保持構成部品に係る協定規則(第11号)」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車(乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)に備えるドアに適用します。

【改正概要】

- 乗降口のドアが衝突等による衝撃を受けた場合、不意にドアを開放し乗員が死傷する事を防止する規定を明確化します。

【適用時期】

- 平成24年8月12日以降に製作される自動車に適用します。

② 乗用車の制動装置に係る基準の改正

「乗用車の制動装置に係る協定規則(第13-H号)」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する自動車、最高時速25km/h以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える制動装置に適用します。

【改正概要】

- 横滑り防止装置(ESC)に係る性能要件及び試験方法を新たに規定し、ESCを備える自動車にあっては同規定を満たすものでなければならないこととします。

【適用時期】

- 新型車:平成23年11月1日以降に新たに型式の指定を受ける自動車に適用します。
- 継続生産車:平成25年11月1日以降に製作される自動車に適用します。

③ 座席ベルトに係る基準の改正

「座席ベルトの取付装置に係る協定規則(第14号)」、「座席ベルトに係る協定規則(第16号)」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び乗車定員 10 人以上の自動車を除く。）に適用します。

【改正概要】

- これまで義務付けを行っていなかった折りたたみ座席について、原則として座席ベルトの装着を義務付けることとします。
- 貨物の運送の用に供する自動車など ISOFIX 取付装置の装備義務付けがされていない自動車に任意で備える同装置についても協定規則第 14 号の要件を満たすものでなければならないこととします。

【適用時期】

- 平成 24 年 7 月 1 日以降に製作される自動車に適用します。

④ 座席に係る基準の改正

「シート及びシートアンカーに係る協定規則（第 17 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び乗車定員 10 人以上の自動車を除く。）に適用します。

【改正概要】

- 前向き座席及び後ろ向き座席（車両中心線に平行な鉛直面と座席取付中心線との角度が左右 10 度以内のもの）及び横向き座席（車両中心線に平行な円直面と座席取付中心線との角度が前向き座席及び後ろ向き座席の範囲外の座席）を新たに定義することとします。
- 専ら乗用の用に供する自動車（緊急自動車を除く。）には、横向き座席の備え付けを禁止することとします。
- これまで協定規則第 17 号では適用の対象としていなかった折りたたみ座席についても、原則として適用対象とします。

【適用時期】

- 平成 24 年 7 月 1 日以降に製作される自動車に適用します。

⑤ 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る基準の改正

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及びカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に適用します。

【改正概要】

- 灯光の色が異なる機能が組み込みされている灯火の要件を次のとおり改正します。
 - ・ 結合式又は兼用式灯火の光度及び色度要件は、測定する灯火以外の灯火が点灯していない時に満たすものとする
 - ・ ただし、兼用式の車幅灯及び尾灯にあっては、他の灯火が同時点灯している時に他の灯火の色度要件を必ず満たすものとする
 - ・ 制動灯及び方向指示器の兼用式灯火は禁止するものとする
- 1 個の灯火等の条件のうち、集合式、結合式又は兼用式の灯火等であって、1 つのみかけの表面を有する装置内に 2 つ以上の部分から構成され

- る反射器は、60%面積要件及び15mm間隔要件を適用しないこととします。
- 光源及びヒューズが取り付けられていない灯火器の定義を明確にします。
 - 灯火器に交換式光源が使用されている場合には、整備士等の補助を必要とせずに交換することができるよう、その交換方法を示した書面等を自動車に備えなければならないこととします。
 - 車室外乗降支援灯の要件を追加します。

【適用時期】

- 平成23年2月7日以降に新たに型式の指定等を受ける自動車に適用します。(型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。)

⑥ 側方照射灯に係る基準の改正

「側方照射灯に係る協定規則(第119号)」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車に備える側方照射灯に適用します。

【改正概要】

- 光源電子制御装置を取り付ける場合の試験方法を明確にします。
- 電球以外の光源を使用する側方照射灯について、配光特性の測定方法を明確にします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。(型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。)

⑦ その他

「前部霧灯に係る協定規則(第19号)」など計4規則について、形式的な改正が行われたため、国内法令も同様に改正を行います。

(3) その他

① 前面(後面)衝突時燃料漏れ試験に係る基準の改正

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)に適用します。

【改正概要】

- 前面(後面)衝突時燃料漏れ試験においては、試験速度が50km/h±2km/hを超えてもよいこととします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

② 緊急制動表示灯の作動条件に係る基準の改正

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車であって、定員10人以上であるもの及び貨物自動車であって車両総重量3.5tを超えるものに適用します。

【改正概要】

- 緊急制動表示灯を作動させることができる条件のうち、減速度については、 5.0m/s^2 以上の減速時としていましたが、これを、 4.0m/s^2 以上の減速時でも作動させることができるよう、改正します。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

- ③ その他所要の改正を行います。

3. スケジュール

公布：平成 21 年 7 月上旬 予定

施行：平成 21 年 10 月 1 日（前照灯の協定規則採用に伴う装置型式指定規則の改正）
平成 21 年 7 月 22 日（上記以外の改正）

なお、ECE 規則文書（原文）につきましては下記ホームページをご参照ください。

「ドアラッチ及び扉保持構成部品に係る協定規則（第 11 号 03 改訂補足改訂案）」
<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-101e.pdf>

「乗用車の制動装置に係る協定規則（第 13-H 号 03 補足第 7 改訂案）」
<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-81e.pdf>
<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-81c1e.pdf>

「安全ベルトのアンカレッジに係る協定規則（第 14 号 06 改訂補足第 5 改訂案）」
<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-102e.pdf>

「安全ベルトのアンカレッジに係る協定規則（第 14 号 07 改訂案）」
<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-103e.pdf>

「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号 05 改訂訂正第 1 改訂案）」
<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-104e.pdf>

「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号 05 改訂補足第 2 改訂案）」
<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-105e.pdf>

「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号 06 改訂案）」
<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-106e.pdf>
<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-106a1e.pdf>

「シート及びシートアンカーに係る協定規則（第 17 号 08 改訂案）」
<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-107e.pdf>

「前部霧灯に係る協定規則（第 19 号 03 改訂訂正第 2 改訂案）」

<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-83e.pdf>

「ヘッドレストに係る協定規則（第 25 号 01 改訂訂正第 2 改訂案）」

<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-108e.pdf>

「年少者用補助乗車装置に係る協定規則（第 44 号 02 改訂訂正第 1 改訂案）」

<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-109e.pdf>

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号 04 改訂補足第 2 改訂案）」

<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-85e.pdf>

<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-86e.pdf>

「大型乗用自動車の座席及び取付装置に係る協定規則（第 80 号 01 改定訂正第 1 改訂案）」

<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-110e.pdf>

「前照灯（放電灯光源式）に係る協定規則（第 98 号）」

<http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29regs81-100.html>

「前照灯（フィラメント光源式及び LED モジュール式）に係る協定規則（第 112 号）」

<http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29regs101-120.html>

「側方照射灯に係る協定規則（第 119 号補足第 4 改訂案）」

<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-93e.pdf>